株式会社設立ワークシート

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1. 商号 | | | | | | | | |
| 日本語名 |  | | | | | | | |
| 英語名 |  | | | | | | | |
| 1. 本店住所　（管轄法務局） | | | | | | | | |
|  | | | | | | （＿＿＿法務局＿＿＿＿出張所） | | |
| 1. 会社の事業目的 | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | |
| 1. 会社立ち上げメンバー（発起人）の氏名・住所・出資額・割当株式数 | | | | | | | | |
| 氏名 | | | 氏名 | | | | 氏名 | |
|  | | |  | | | |  | |
| 住所 | | | 住所 | | | | 住所 | |
| 〒 | | | 〒 | | | | 〒 | |
| 出資額 | | | 出資額 | | | | 出資額 | |
| 円 | | | 円 | | | | 円 | |
| 割当株式数 | | | 割当株式数 | | | | 割当株式数 | |
| 株 | | | 株 | | | | 株 | |
| 1. 出資金の総額 | | | 1. 資本金の額 | | | | 1. 登録免許税 | |
| 円 | | | 円 | | | | 円 | |
| 1. 設立時発行株式数 | | 1. 発行可能株式数 | | | 1. １株あたり株式価額 | | | 1. 株主数 |
| 株 | | 株 | | | 円 | | | 人 |
| 1. 機関設計 | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | |
| 1. 取締役の氏名・住所 | | | | | | | | |
| 氏名 | | | 氏名 | | | | 氏名 | |
|  | | |  | | | |  | |
| 住所 | | | 住所 | | | | 住所 | |
| 〒 | | | 〒 | | | | 〒 | |
| 1. 取締役の上限人数 | | | | 1. 取締役の任期 | | | | |
| 上限を＿＿名とする　／　上限を設定しない | | | | １０年　／　２年　／　その他（＿＿年） | | | | |
| 1. 代表取締役の氏名・電話番号 | | | | 1. 監査役の氏名 | | | | |
| （℡　　　　-　　　　-　　　　） | | | | ／　監査役を置かない | | | | |
| 1. 事業年度 | | | | | | | 1. 定時株主総会の時期 | |
| 毎年＿＿月＿＿日から＿＿月＿＿日までの１年とする | | | | | | | ＿＿月 | |
| 1. 公告方法 | | | | ㉑出資金を払い込む銀行口座 | | | | |
| □　官報に掲載する方法  □　日刊新聞に掲載する方法  □　電子公告 | | | | ＿＿＿＿銀行＿＿＿＿支店  口座名義人：＿＿＿＿＿＿ | | | | |
| ㉒設立希望日 | | | | | | | | |
| 平成＿＿年＿＿月＿＿日 | | | | | | | | |

ワークシート記入上の注意

1. 商号

　新会社の名前です。商号に使用できる文字には制限がありますのでご注意ください。

　英語名は、必須ではありません。

1. 本店住所（管轄法務局）

　新会社の本店を置く住所です。丁目、番地まで正確に記入してください。

　会社設立登記申請などは、会社本店所在地を管轄する法務局に対して行います。新会社の管轄法務局を調べておきましょう。

1. 会社の事業目的

　新会社の事業内容です。目的の個数はいくつでも構いませんので、現在および将来行うことを予定している事業目的を記入しておきましょう。

1. 発起人の氏名等

　新会社の立ち上げを企画し、その事務を行う者のことを、といいます。発起人の氏名および住所を、各人の印鑑証明書の記載どおりに、正確に記入して下さい。

また発起人は、新会社設立の際に新会社が発行する株式の割り当てを受けて株主となります。それぞれの発起人が出資する金額および割り当てを受ける株式数を決めてください。

1. 出資金の総額

　各発起人が出資する金額の合計を記入してください。

1. 資本金の額

　資本金は、発起人が払い込んだ金額に相当するものなので、基本的には⑤出資金と同額になります。　ただし、資本金が1000万円以上となると税負担が増えるなどしますので、そのような場合には出資金の一部を資本準備金に計上して、資本金の額を調節することもあります。

1. 登録免許税

　株式会社設立登記の際に支払う登記費用です。

　登録免許税は、資本金の額の1000分の７の金額ですが、最低額は15万円です。

1. 設立時発行株式数

　設立時発行株式数は、発起人に割り当てられた株式数の合計です。

1. 発行可能株式数

　発行可能株式数は、新会社が（定款変更をせずに）発行できる株式の総数です。⑧設立時発行株式数以上であれば、自由に決めてかまいません。

1. １株あたりの株式価額

　「⑤出資金の総額÷⑧設立時発行株式数」で求められる、１株あたりの発行価額です。

1. 株主数

　新会社設立時に株主となる人数を記入して下さい。

1. 機関設計

　新会社の意思決定機関を決める必要がありますが、特に事情がなければ、最低限必要な「株主総会＋取締役」のみとしておき、外部から出資を受けるなどして株主が増える際に、取締役会などを設置すれば足りるでしょう。

1. 取締役の氏名・住所

　取締役となる予定の者の氏名および住所を、各人の印鑑証明書の記載どおりに、正確に記入してください。

1. 取締役の上限人数

　新会社の取締役に就任できる人数の上限を決めることができます。特に上限を設けなくても構いません。

1. 取締役の任期

　新会社の取締役の任期を定めます。最長10年まで定めることができます。

1. 代表取締役の氏名・電話番号

　取締役の中から代表取締役を選び、その者の氏名および電話番号を記入してください。代表取締役を定めなかった場合は、取締役全員が各自代表権をもつことになります。

1. 監査役の氏名

　監査役を置く場合には、監査役となる者の氏名を記入してください。

1. 事業年度

　新会社の事業年度を定めます。事業年度は１年以下となるように定めなければなりません。多くの会社は「毎年４月１日から翌年３月31日まで」と定めていますが、必ずしもこれに合わせる必要はありません。業務の繁忙期などを考慮して決めましょう。

1. 定時株主総会の時期

毎事業年度終了後に開催する定時株主総会の開催時期を定めます。通常３月決算の会社は６月に定時株主総会を開催します。

1. 公告方法

　株式会社は、決算の内容や、合併など会社の組織に関する重要な変更の事実を広く関係者に知らしめるため、公告手続を行う必要があります。公告方法には、官報公告（国の機関紙である官報に掲載する）、日刊新聞広告（時事に関する事項を掲載する日刊新聞に掲載する）、および電子公告（ＷＥＢ上に掲載する）の３つの方法がありますが、もっとも安価な官報公告がお勧めです。

㉑出資金を払い込む銀行口座

　発起人が出資金を払い込み預けておくための口座を用意する必要があります。これは、発起人（複数いる場合はその中の１人）の名義の口座でなければなりません。

㉒設立希望日

　設立登記申請をした日が、会社設立日となります。法務局が業務を行っていない土日・祝日等の休日は設立日とすることができません。

以上